

試験受験要領

教 務 部

- 学生は試験開始 5 分前には指定された席についてください。
- 定期試験期間内の試験は、学籍番号順の座席表を試験当日掲示します。授業内試験時の席については、科目担当教員の指示に従ってください。
- 出席は MyId にて出席登録をします。終わった方は携帯の電源を切り、ポケットの中に入れて、カバンの中にしまってください。
- 携帯品(教科書・参考書・辞書・ノート・レポート・筆入れ等)は、カバンまたは袋に入れ、椅子の下に置いてください。荷物が多い場合は、試験監督に許可を得て、指示されたスペースを使用してください(むき出し、中の見える状態は不可)。ただし、持ち込みが許可された試験はこの限りではありません。
- 下敷きの使用は許可しません。
- 試験中における学生同士の物品の貸し借りを禁止します。
- 試験開始後、20分を経過した後の入室は許可しません。**遅刻した場合、直接試験場に行き、試験監督の指示を受けてください。
- 試験開始後の途中退室は認めません。
試験中、気分が悪くなった時やトイレに立つ際は、試験監督の指示に従って行動してください。
一旦席を離れた場合は、引き続き試験を受けることはできません。なお、あらかじめ所定の手続きを経ている場合はこの限りではありません。
- 試験場ではすべて試験監督者の指示に従ってください。
- 試験中に不正行為と認められたときは、その科目は失格となり、規定により処罰されます。**
- 試験を欠席した場合は、「**試験欠席届**」を学生サポートセンターで受け取り、提出してください。
- 追・再試験受験には、追試・再試にかかわらず、**1科目 2,000 円の受験料が必要です。**
- 再履修の科目は、授業を受講しているクラスの試験を受験してください。
- レポート等の作成において、生成系 AI の回答を書き写してレポートとして提出することを禁止します。書籍やネット上の文章(ChatGPT 等を含む)を、自身の言葉のように書き写した場合は、盗作や剽窃(ひょうせつ)といった不正行為となり、**失格になります**。友人等が作成したレポート・小論文等を書き写した場合も同様です。**(100%バレます)**

科目の履修方法、学習の評価、及び課程修了の認定に関する規程（抜粋）

（追試験）

第 7 条 学生が、次の事由により、定期試験を受けられなかった場合には、その事由を証明する書類と所定の欠席届とを、10 日以内に学生サポートセンターに提出し、教員会の議を経て、追試験を受けることができる。

- （1）病気、負傷（医師の診断書がある場合）
- （2）事故、遅延（事故証明書がある場合）
- （3）忌引
- （4）就職試験（受験証明書がある場合）

- 2 前項に該当しない場合は、再試験とみなす。
- 3 追試験の成績の評価は、本試験に準ずる。
- 4 追試験の期日は、担当教員と事務担当者が協議し、学生サポートセンターが告示する。
- 5 追試験の手続きは、学生サポートセンターが指示する所定の期日までに完了しなければならない。
- 6 追試験と認定された者は、1 科目につき 2,000 円の試験手数料を納入しなければならない。
- 7 追試験を受けようとする者が、卒業年次に第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号の理由により受験できなかった場合は、当該年度において特別追試験を受験することができる。

（再試験）

第 8 条 科目担当教員は、試験等の成績が不合格になった者に対して、1 回に限り再試験を行うことがある。再試験を認められた科目に対して、学生は学生サポートセンターの指示に従い、再試験願を提出して試験を受けることができる。

- 2 前試験による当該科目の成績の評価は C、D とする。
- 3 前条第 4 項、第 5 項、第 6 項は、再試験に準用する。但し、第 4 項、第 5 項、第 6 項の追試験とあるのは、「再試験」と読みかえるものとする。
- 4 前条第 7 項の規定は、再試験においても適用する。

（再履修）

第 9 条 学習成績が、不合格及び失格となった者は、次学期以降において、科目担当教員の許可を経た後、再履修願を提出し校長の許可を得て、通常の時間割に従い、再履修することができる。

- 2 再履修の場合の成績の評価、単位の認定、試験等は原則として、本規程に準じて取扱うものとする。
- 3 再履修は、保育科第 1 部生は第 2 部の授業で、保育科第 2 部生は第 1 部の授業で 2 科目以内に限り受講することができます。
但し、在学延長者（留年生）はこの限りではありません。